

町内事業者の皆さんへ 支援制度のお知らせ

『コロナに負けるな
中小企業支援交付金』
『智頭町飲食店等連携応援補助金』

コロナに負けるな 中小企業支援交付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少している町内中小企業を対象に、支援金を交付します。

【対象者】 申請時点において本町で事業を行っており、かつ智頭町商工会の会員である事業者

【申請条件】

令和2年1月～8月までの間の任意で選定した2ヶ月の売上が前年同月と比べ下記の減少幅を満たし、かつ上記で選定した2ヶ月の前年(平成31年1月～令和元年8月)同月の売上げがそれぞれ15万円を超えている法人及び個人事業主で、下記常時使用する従業員数に応じて交付を行います。ただし、選定した2ヶ月間の業績減幅が各月で①と②に分かれる場合は②の交付額となります。
(※当該期間中に持続化給付金を受けられた人、または50%以上売上減のある人は対象外です。50%以上売上減のある人は、持続化給付金制度(☎0120-279-292)を活用いただけます。)

	従業員数	100人以上	50人以上 100人未満	20人以上 50人未満	20人未満
①	業績減幅 30%以上 50%未満	1,200千円	900千円	600千円	300千円
②	20%以上 30%未満	1,000千円	700千円	400千円	100千円

【申請期間】 令和2年12月18日(金)まで

【提出場所】 智頭町商工会(受付 平日午前8時30分～午後5時15分)※正午～午後1時を除く

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少した町内中小企業や飲食店等を支援するため、本町では新たに『コロナに負けるな中小企業支援交付金』『智頭町飲食店等連携応援補助金』の支援制度を開始しました。是非、利用を検討ください。



智頭町飲食店等連携応援補助金

売上等が減少した町内飲食店が、他の飲食店、店舗・団体等と連携して売上向上のために取り組む事業に補助金を交付します。

【対象者】

町内で営業活動を行っており、かつ町税等を滞納していない事業者

【補助額】

事業に要した経費(10万円以上)の10/10(※上限50万円)

【申請方法】

智頭町飲食店等連携応援補助金交付申請書(様式第1号)に記入の上、必要書類と一緒に役場企画課へ提出してください。



※その他詳細につきましては、QRコードより智頭町ホームページをご覧ください。
役場企画課へ問合せください。

問合せ先

役場企画課

☎75-4112

智頭町商工会

☎75-0039(中小企業支援交付金のみ)